

建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧 (令和8年度予算・令和7年度補正)

林野庁

※本資料は、令和8年度予算及び令和7年度補正予算に盛り込まれた補助事業等の内容を踏まえ、各省にも確認の上、林野庁が作成したものです。
※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各事業・制度の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。
※どの事業が活用しうるのかや補助事業間の違いなど、ご不明な点がございましたら、下記の「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」まで、ご相談ください。

[建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ]

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課建築物木材利用促進グループ）03-6744-2626

https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou_concierge.html

林野庁HP「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>



コンシェルジュ
問い合わせフォーム



補助事業・制度等一覧
掲載ページ

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
							非住宅建築物																				
							公共建築物										民間非住宅建築物										
							こども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速度道路S.A.道の駅									

<施設整備への支援>

1	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち木造公共建築物等の整備）	公共建築物の木造化・内装木質化	地方公共団体、民間事業者等	<p>○延べ1000人/年以上の利用者が見込まれる非営利目的の施設であること</p> <p>○対象施設の延べ面積が原則300㎡以上であること</p> <p>○木造化の場合は、対象施設の地域材利用量が0.18㎡/㎡以上であること</p> <p>○木質化の場合は、木質化事業面積が300㎡以上かつ地域材50%以上であること</p>	<p>○木造化：交付対象の建築工事費の15%以内（ただし、GLT活用等のモデル性が特に高いものは1/2以内）</p> <p>○内装木質化：交付対象の木質化事業費の1/2以内（ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと）</p>	84億円の内数	○注1	○	○	○	○	○	○注2	○	○	<p>○地域材の利用が必須</p> <p>○木造化の場合は、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用</p> <p>○クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用</p>	<p>○都市（まち）の木造化推進法の改正を踏まえた市町村方針を策定している市町村内に整備するものが対象</p> <p>○営利目的の施設は補助対象外</p> <p>○都道府県の交付金事業としての支援であるため、都道府県が作成する事業計画に含まれるものが対象</p> <p>注1）公立小中学校の校舎木造化は補助対象外</p> <p>注2）執務室は対象外だが、不特定多数の者が利用する施設を複合的に整備する場合、当該部分に限り対象となる場合がある</p>	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/koouzoukaizen/kooufukin2.html
2	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち建築用木材供給・利用の強化（うち木造公共建築物等の整備）	公共建築物の木造化・内装木質化	地方公共団体、民間事業者等	<p>○延べ1000人/年以上の利用者が見込まれる非営利目的の施設であること</p> <p>○対象施設の延べ面積が原則300㎡以上であること</p> <p>○木造化の場合は、対象施設の地域材利用量が0.18㎡/㎡以上であること</p> <p>○木質化の場合は、木質化事業面積が300㎡以上かつ地域材50%以上であること</p> <p>○木造化の場合は、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用すること</p> <p>○クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。</p>	<p>○公共建築物等の木造化：交付対象の建設工事費の15%以内（ただし、GLT活用等のモデル性が特に高いものは1/2以内）</p> <p>○公共建築物等の内装木質化：交付対象の木質化事業費の1/2以内（ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと）</p>	450億円の内数※R7補正	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>○地域材の利用が必須</p> <p>○木造化の場合は、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用</p> <p>○クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用</p>	<p>○都市（まち）の木造化推進法の改正を踏まえた市町村方針を策定している市町村内に整備するものが対象</p> <p>○公立小中学校の校舎木造化は補助対象外</p> <p>○木造公共建築物等の木造化・内装木質化は、営利目的の施設は補助対象外</p> <p>○庁舎の執務室、消防署、警察署は不特定多数の利用者が見込めないため、費用対効果の観点から対象外</p> <p>○都道府県の交付金事業としての支援であるため、都道府県が作成する事業計画に含まれるものが対象</p>	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosa/nkesan/R7hosei.html	

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和8年度予算額・令和7年度補正予算額	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物																				
								公共建築物										民間非住宅建築物										
								子ども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速度道路S.A.道の駅									

<施設整備を促進するための支援>

40	農林水産省（林野庁）	建築用木材供給・利用強化対策のうちJAS構造材・CLT等による木造化総合対策（うち先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証）	協議会方式による一般流通材やCLTを活用した建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	一般流通材やCLTを活用した先駆性又は普及性のある建築物の設計・建築等の実証であること等	協議会運営費等（定額）や設計費・建築費（3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内）への助成	11億円の内数	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅（分譲・個人住宅は対象外）	一般流通材やCLTを活用した建築物の実証であること等	○同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない ○「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	（公財）日本住宅・木材技術センターHPに掲載 事業公募期間：令和8年6月22日～7月27日13時 （CLT）令和8年6月5日～7月6日13時	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2294	https://www.howtec.or.jp/publics/index/481/ https://www.howtec.or.jp/publics/index/484/
41	農林水産省（林野庁）	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材の需要拡大（うち花粉症対策木材利用促進）	中小工務店等の事業者に対して、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用を図るための取組を支援	民間事業者等	スギJAS構造材等を利用した建築を行うこと	住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用を図るための取組に係る経費への助成	56億円の内数 ※R7補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	○	花粉症対策として住宅分野においてスギJAS構造材等の利用を図るための取組を行うこと	（一社）全国木材組合連合会HPに掲載 登録申請期間：令和8年6月8日～7月26日17時	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2295	https://sugi-kafun.jp/	
42	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策（うちCLT建築実証支援事業のうちCLT建築実証事業）	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	先駆性・普及性のあるCLTを活用した建築物の設計・建築等の実証であること	協議会運営費等（定額）や設計費・建築費（3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内）への助成	450億円の内数 ※R7補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅（分譲・個人住宅は対象外）	CLTを活用した建築物の実証であること	○同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない。 ○「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2294	https://cltjiss.hou.org/
43	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策（うち中高層等JAS構造材実証支援事業）	JAS構造材を活用した建築実証を支援	民間事業者等	JAS構造材活用宣言を登録した者であること	JAS構造材の調達に要する経費の一部を支援	450億円の内数 ※R7補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅及び4階以上の戸建住宅	JAS構造材を使用する実証であること	○同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない。 ○「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	（一社）全国木材組合連合会HPに掲載 事業申請期間：令和8年5月25日～6月19日	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-0583	https://www.jas-kouzouzai.jp/

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
							非住宅建築物																				
							公共建築物										民間非住宅建築物										
							こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速度道路SA・道の駅										

<施設整備を促進するための支援>

44	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策のうち（外構部等の本質化対策支援）	建築物の外構部等について、木質化を実証的に行う場合に支援	民間事業者等	これまで木材があまり使われていない建築物の外構部等について、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行うものであること	木材の調達費等の一部を支援	450億円の内数 ※R7補正	建築物の外構（木塀・ウッドデッキ等）が対象。詳細は「公募情報等」欄に記載した者が決定。														建築物の外構部等の木質化の実証であること	同一の対象で他の国からの補助や助成を原則利用することはできない	全国木材協同組合連合会HPに掲載 事前申込期間：令和8年6月1日～6月5日 申請受付期間：令和8年6月29日～7月3日17時	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626	https://www.kinohei.jp/	
45	農林水産省（林野庁）	建築用木材供給・利用強化対策のうちJAS構造材・CLT等を活用した木造化総合対策事業のうち木造化建築物の設計者・施工者育成（専門家派遣等による技術的サポート）	地域における建築物の木造化・木質化を促進するため、建築物における木材利用促進に取り組む地域協議会等に対し、専門家を派遣して技術的支援	地域協議会等	非住宅建築物の木造化・木質化に取り組む地域協議会等であること等	事業実施主体が、専門家を派遣し、地域協議会等の取組を技術的支援	11億円の内数	地域協議会等による建築物への木材利用促進に向けた取組への支援であり、建築物の用途は問わない（ただし、戸建て住宅のみを対象とする取組は対象外）														地域において建築物の木造化・木質化に向けた取組を行うものであること	設計費や工事費用など、建築に係る費用を補助する事業ではない	（一社）木を活かす建築推進協議会HPに掲載 募集期間：令和8年7月1日～7月31日	○	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626	https://moku-zouka.kiwoika-su.or.jp/

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定